

半田市特別職員の給与の特例に関する条例を「」に公布する。

令和七年十一月十九日

半田市長 久世孝宏

### 半田市条例第三十四号

#### 半田市特別職員の給与の特例に関する条例

令和八年一月一日から一月間における市長、副市長及び教育長の給料については、半田市特別職員の給与に関する条例（昭和二十九年半田市条例第十一号。以下「条例」という。）第三条各号に定める額から、市長については当該額に百分の十を、副市長及び教育長については当該額に百分の五を乗じて得た額をそれぞれ減じて支給する。この場合において、半田市特別職に属する職員の退職手当支給条例（昭和五十九年半田市条例第二十七号）の規定の適用については、条例第三条各号に定める額によるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 この条例は、令和八年一月三十一日限り、その効力を失う。